証券コード 8544

第112期
定時株主総会招集ご通知

日 時

平成30年6月27日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場 所

千葉市中央区千葉港5番45号
当行千葉みなと本部2階
αガーデンホール

議 案

第1号議案　剰余金の処分の件
第2号議案　株式併合の件
第3号議案　取締役4名選任の件
第4号議案　監査役3名選任の件

株式会社 京葉銀行

株主各位

証券コード 8544
平成30年6月5日
千葉市中央区富士見1丁目11番11号
株式会社京葉銀行
取締役頭取 **熊谷 俊行**

第112期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第112期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成30年6月26日（火曜日）午後5時5分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1 日　　時　**平成30年6月27日（水曜日）午前10時**
（受付開始：午前9時）

2 場　　所　千葉市中央区千葉港5番45号
当行千葉みなと本部2階αガーデンホール

3 目的事項

報告事項
1. 第112期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
2. 第112期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）
連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案　剰余金の処分の件
第2号議案　株式併合の件
第3号議案　取締役4名選任の件
第4号議案　監査役3名選任の件

議決権行使方法についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。（ご捺印は不要です。）

日 時　**平成30年6月27日（水曜日）午前10時**（受付開始：午前9時）

場 所　**当行千葉みなと本部2階αガーデンホール**
（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限　**平成30年6月26日（火曜日）午後5時5分到着分まで**

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト（**https://www.e-sokai.jp**）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。なお、詳細は次のページをご参照ください。

行使期限　**平成30年6月26日（火曜日）午後5時5分まで**

以　上

■ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち以下の事項につきましては、法令及び当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には掲載しておりません。
①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」
②計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
なお、これらの事項は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、計算書類及び連結計算書類に含まれております。

■ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイトに掲載させていただきます。

■ 当日当行では、軽装（クールビズ）で対応させていただきますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆さまにおかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

当行ウェブサイト　http://www.keiyobank.co.jp

インターネットによる議決権行使のご案内

1 **議決権行使ウェブサイトにアクセス https://www.e-sokai.jp**

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。(QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

▼

2 **「インターネットによる議決権行使について」をお読みいただき、「次へすすむ」をクリック**

▼

3 **ログイン**

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

▼

4 **パスワードの入力**

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

▼

5 **以降、画面の案内にしたがって賛否をご入力願います。**

ご注意事項

- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主さまのご負担となります。
- 重複行使の取扱い
  議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。また、インターネットによって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人　日本証券代行株式会社　代理人部
【ウェブサポート専用ダイヤル】
0120-707-743（フリーダイヤル）
受付時間 9：00～21：00（土曜・日曜・祝日も受付）

「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」のご利用について

機関投資家の皆さまにつきましては、株式会社ICJに事前に申し込まれた場合には、同社が運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使についての注意事項

インターネットによる議決権行使は、当行の指定する議決権行使ウェブサイト(https://www.e-sokai.jp)をご利用いただくことによってのみ可能です。なお、この議決権行使ウェブサイトはスマートフォンを含む携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

議決権行使ウェブサイトのご利用について

(1) パソコン及びスマートフォンをご利用する場合
①インターネットにアクセスできること。
②インターネットのご利用環境、ご加入サービスやご使用の機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。

(2) 携帯電話をご利用する場合
①「iモード」、「EZweb」、「Yahoo!ケータイ」のいずれかのインターネット接続サービスがご利用できること。
②暗号化通信が可能な128bitSSL通信機能を搭載した機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用いただくことができません。また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。）

※「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Incorporated、「Yahoo!ケータイ」はソフトバンク株式会社の商標、登録商標又はサービス名です。

添付書類

第112期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告

1 当行の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果等

【主要な事業内容】

当行は、千葉県を主要な営業基盤とする地域金融機関として、預金業務、貸出業務を中心に、内国為替業務、外国為替業務、日本銀行代理店等の代理業務、有価証券投資業務、国債等公共債・投資信託・保険商品の窓口販売業務、信託代理店業務等を行い、地域のお客さまに幅広い金融商品・サービスを提供しております。

【金融経済環境】

平成29年度の金融経済情勢を顧みますと、わが国経済は、企業と家計の所得改善が投資と消費の増加を支え、緩やかな回復基調が続きました。

当行の経営基盤である千葉県経済も、雇用情勢は引き続き堅調に推移しており、企業倒産件数についても低い水準で抑えられているなど、緩やかな回復基調が続きました。

金融面では、日経平均株価は、好調な企業業績や米国の株高等を背景に一時26年ぶりとなる2万4,000円台を回復しました。長期金利は、日本銀行による「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」の継続により0.0％から0.1％前後で推移しました。

【事業の経過及び成果】

＊経営成績＊

貸出金及び預金の残高が順調に増加した一方、運用利回りの低下による資金運用収益の減少や、国債等債券売却益の減少等により、経常収益は前期比14億24百万円減少し643億50百万円となりました。経常費用は、預金利息の減少による資金調達費用の減少や、営業経費及び貸倒引当金繰入額の減少等により、前期比15億50百万円減少し469億85百万円となりました。この結果、経常利益は前期比1億25百万円増加し173億64百万円、当期純利益は前期比4億76百万円増加し120億93百万円となりました。

＊預　　金＊

いつでも、どこでも便利で安心、快適なサービスをご提供するオムニチャネル戦略や、質の高いコンサルティング業務への取り組みにより、給与振込や年金振込等による個人預金を中心に、前期比1,827億円増加し4兆4,215億円となりました。このうち、個人預金は1,180億円増加し3兆4,714億円となり、預金全体に占める割合も78.5％と高い水準を維持しております。

＊貸 出 金＊

住宅ローンを中心とする個人向け及び中小企業向け貸出の推進に積極的に取り組んだ結果、前期比1,831億円増加し3兆4,543億円となりました。このうち、個人及び中小企業に対する貸出金は、前期比1,847億円増加し2兆8,196億円となり、貸出金全体に占める割合は81.6%となっております。

＊有価証券＊

国債等を中心に運用しており、有価証券残高は前期比860億円減少し9,272億円となりました。

＊店　　舗＊

店舗は、平成29年4月にインターネット支店を開設、7月には東陽町法人営業所を東陽町支店へ昇格させたことから平成30年3月末は121カ店（うち出張所2カ店）となりました。

店舗外ATMは、7カ所を新設、2カ所を廃止したことから平成30年3月末は163カ所となりました。

【当行が対処すべき課題】

日本経済は、海外の保護主義的な通商政策への懸念があるものの、企業と家計の所得改善が投資と消費の増加を支え、今後も緩やかな回復基調が続くと期待されています。一方で、人口減少や少子高齢化といった構造的な変化が一段と進展するなか、地域金融機関には、金融仲介機能を発揮し、地域経済の活性化にさらに関与していくことが求められております。

このような環境下、当行は、平成30年4月より3年間を計画期間とする第18次中期経営計画「αACTION PLAN 2021」をスタートさせました。計画の基本方針に『お客さま・従業員の満足度No.1の銀行』を掲げ、以下の4つの基本戦略に取り組むことで、当行は「さらなる飛躍」を実現してまいります。

〔お客さまに寄り添った営業の実践〕

経営者との対話による事業性評価を通じ、融資や企業の生産性向上に向けた本業支援への取り組みを強化すべく、本年4月には、本部内に「法人営業部」を新設し、経営課題の解決に向け、より最適なソリューションをご提供できる体制を整えました。また、個人のお客さまには、顧客本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）を一層徹底し、資産形成や相続のサポートを行うべく「個人営業部」を新設しました。これからも、より付加価値の高いサービスの充実に努めるとともに、お客さまに寄り添った営業を実践してまいります。

〔オムニチャネルの構築〕

お客さまが、いつでも、どこでも、便利で安心、快適なサービスをご利用いただけるよう、非対面チャネルは、情報通信技術（ICT）（注1）を積極的に活用したサービスを充実させていくほか、フィンテック分野への取り組みも強化してまいります。また、対面チャネルにおいては、「次世代型店舗」を

順次展開しており、お客さまに便利にご利用いただける環境を構築するとともに、より深いご相談ができるコンサルティングの場へと変革させてまいります。

〔全従業員が活躍するプロフェッショナル集団への変革〕

常にお客さまへ「プラスアルファ」の付加価値を提供できるよう、多様なキャリア形成と、それぞれの行員に見合った能力開発や評価・報酬制度を確立するとともに、ダイバーシティの推進による活躍支援を進め、広範囲な知識や技術、経験を持つ「人財」に加えて、プロフェッショナルな「人財」の育成に努めてまいります。また、「働き方改革」では、従業員のワークライフバランスの促進とともに、ロボットによる業務自動化（RPA）（注2）の推進や、業務の見直しを行うことで、生産性向上に取り組んでまいります。

〔ローコストオペレーションと利益拡大〕

お客さま目線の営業を重視しつつ、競争力を一層高めるために、「業務効率化」（BPR）（注3）を行い、ローコストオペレーションを推進してまいります。事務職から営業職への人員転換を進めるとともに、営業体制においてもエリア制を導入するなど、効率的な戦略の展開により利益の拡大につなげることで、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

こうした取り組みに加えて、「環境・社会・ガバナンス」（ESG）（注4）の充実と、国連が提唱する「持続可能な開発目標」（SDGs）（注5）を意識した経営の実践により、全てのステークホルダーの皆さまのご期待にお応えできるよう、京葉銀行グループの役職員一同全力を尽くしてまいりますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

（注1）ICT：情報通信技術（Information and Communication Technology）
（注2）RPA：ロボットによる業務自動化（Robotic Process Automation）
（注3）BPR：業務効率化（Business Process Re-engineering）
（注4）ESG：環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）
（注5）SDGs：国連が「国際社会が2030年までに貧困を撲滅し、持続可能な社会を実現するための重要な指針」として採択した持続可能な開発目標。
（Sustainable Development Goals）

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
預金	39,327	40,961	42,388	44,215
定期性預金	18,143	18,538	18,391	18,587
その他	21,183	22,423	23,996	25,628
貸出金	29,485	30,988	32,712	34,543
個人向け	12,397	13,238	13,985	14,750
中小企業向け	11,199	11,556	12,363	13,446
その他	5,889	6,193	6,362	6,346
商品有価証券	29	36	41	41
有価証券	10,032	9,634	10,132	9,272
国債	7,287	7,086	6,575	5,949
その他	2,744	2,548	3,556	3,322
総資産	43,462	44,897	45,951	47,852
内国為替取扱高	134,960	136,510	137,107	139,434
外国為替取扱高	百万ドル 565	百万ドル 499	百万ドル 525	百万ドル 451
経常利益	百万円 25,417	百万円 23,931	百万円 17,239	百万円 17,364
当期純利益	百万円 15,099	百万円 15,532	百万円 11,616	百万円 12,093
1株当たり当期純利益	54円22銭	57円58銭	43円99銭	45円85銭

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	2,085人	2,119人
平均年齢	38年3月	38年0月
平均勤続年数	16年2月	16年0月
平均給与月額	370千円	379千円

(注) 1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
2. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 平均給与月額は、3月中の税込み平均給与月額であり、賞与は含まれておりません。

(4) 営業所等の状況

イ　営業所数の推移

	当年度末 店	当年度末 うち出張所	前年度末 店	前年度末 うち出張所
千葉県	119	(2)	118	(2)
東京都	2	(－)	1	(－)
合計	121	(2)	119	(2)

(注) 上記のほか、法人営業所、両替出張所及び店舗外ATMを以下のとおり設置しております。

	当年度末	前年度末
法人営業所	1カ所	2カ所
両替出張所	4カ所	4カ所
店舗外ATM	163カ所	158カ所

ロ　1．当年度新設営業所

営業所名	所在地
インターネット支店	千葉県千葉市
東陽町支店	東京都江東区

2．当年度廃止営業所

該当ございません。

（注）1. 当年度において東陽町法人営業所を支店に昇格させ、東陽町支店といたしました。
2. 当年度において店舗外ATMを、次の7カ所新設いたしました。
・本町支店　かわまち矢作モール出張所　（千葉県千葉市）
・蘇我支店　JR蘇我駅出張所　（千葉県千葉市）
・浦安支店　浦安市役所出張所　（千葉県浦安市）
・本店営業部　JR千葉駅6階出張所　（千葉県千葉市）
・蘇我支店　ベイフロント蘇我出張所　（千葉県千葉市）
・印西支店　布佐出張所　（千葉県我孫子市）
・浦安富岡支店　ASMACI浦安出張所　（千葉県浦安市）
3. 当年度において店舗外ATMを、次の2カ所廃止いたしました。
・五井支店　スーパーマルエイ四辻店出張所　（千葉県市原市）
・こてはし台支店　こてはし台出張所　（千葉県千葉市）

ハ　銀行代理業者の一覧

該当ございません。

ニ　銀行が営む銀行代理業等の状況

該当ございません。

（5）設備投資の状況

イ　設備投資の総額

（単位：百万円）

設備投資の総額	4,268

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

ロ　重要な設備の新設等

（単位：百万円）

内容	金額
ソフトウェア	1,760
店舗投資等	1,324
事務機器投資等	1,183

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ　親会社の状況
該当ございません。

ロ　子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
株式会社京葉銀カード	千葉市中央区本町3丁目2番6号	クレジットカード業務、金銭の貸付並びに信用保証業務他	平成元年1月13日	50百万円	5%	－
株式会社京葉銀保証サービス	千葉市中央区富士見1丁目11番11号	住宅ローンを中心とする個人ローンの保証業務及び不動産の調査業務	平成10年3月16日	30百万円	5%	－

(注) 連結される子会社及び子法人等は上記2社であり、持分法適用会社は該当ございません。
当期の連結経常収益は65,139百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は12,116百万円となりました。

重要な業務提携の概況

1．第二地銀協地銀41行と都市銀行、信託銀行、地方銀行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金・信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
2．第二地銀協地銀41行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
3．株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・現金自動入金のサービスを行っております。
4．当行、株式会社千葉銀行、株式会社千葉興業銀行、6信用金庫、農林中央金庫千葉支店、千葉県内19農業協同組合、中央労働金庫及び千葉県内3信用組合の提携により、C-NETシステム（共同資金決済システム）の相互利用によるC-NET代金回収サービスの提供を行っております。
5．株式会社イーネット及び株式会社セブン銀行、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス、株式会社イオン銀行、株式会社ビューカードとの提携により、コンビニエンスストア、ショッピングセンター、駅等に設置された現金自動設備による現金自動引出し等のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ございません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ございません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

（年度末現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
小島 信夫	取締役会長（代表取締役） 統轄		
熊谷 俊行	取締役頭取（代表取締役） 業務全般統轄		
橋本 清	専務取締役 専務執行役員（代表取締役） 監査部 リスク管理部 お客様相談室 資産査定室 事務部 システム部 事務集中部		
大島 浩司	取締役 常務執行役員 成長戦略推進部 営業渉外部 営業企画部 ダイレクト推進部		
君塚 一郎	取締役 常務執行役員 経営企画部 東京事務所 人事部 秘書室		
逆井 哲也	取締役 常務執行役員 資金証券部 総務部		
齋藤 康	取締役 （社外取締役）	千葉市病院事業管理者	
秋山 勝貞	取締役 （社外取締役）	明治安田生命保険相互会社　顧問 株式会社サンテック　社外監査役	
内村 廣志	取締役 （社外取締役）		
小澤 進	常勤監査役		
深山 正嗣	常勤監査役		
大塚 弘	監査役 （社外監査役）	京成電鉄株式会社　相談役 東急建設株式会社　社外取締役 株式会社オリエンタルランド 社外監査役	
小野 功	監査役 （社外監査役）	株式会社日立ソリューションズ 名誉相談役 株式会社NSD　社外監査役	
重田 雅行	監査役 （社外監査役）		

（注）1. 平成29年6月28日開催の第111期定時株主総会終結の時をもって、常務取締役常務執行役員丸　次男氏は退任いたしました。
2. 当行は、社外取締役齋藤　康氏、秋山勝貞氏、内村廣志氏及び社外監査役大塚　弘氏、小野　功氏、重田雅行氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。

（ご参考）当行は、執行役員制度を採用しております。執行役員（取締役を兼務する執行役員を除く）の氏名、地位及び担当は次のとおりであります。

（年度末現在）

氏　名	地　位	担　当
秋山　智	常務執行役員	融資部　個人融資部
下村武史	執行役員	浦安支店長
齋藤健司	執行役員	本店営業部長
中谷政人	執行役員	システム部長兼事務センター所長
藤﨑一男	執行役員	総務部長
市川達史	執行役員	経営企画部長
佐藤聖治	執行役員	船橋支店長
芦谷源一	執行役員	成田支店長
谷合克也	執行役員	営業企画部長兼ダイレクト推進部長

（2）会社役員に対する報酬等

（単位：百万円）

区　分	支給人数	報酬等
取締役	10名	290（126）
監査役	5名	56（－）
計	15名	347（126）

（注）1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 期末現在の人数は、取締役9名（うち社外取締役3名）、監査役5名（うち社外監査役3名）であります。支給人数と期末人数が相違しているのは、支給人数に期中に退任した取締役1名が含まれているためであります。
3. 平成23年6月29日開催の第105期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額480百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額は年額100百万円以内、また、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬の額は、上記とは別枠にて年額120百万円以内と決議いただいております。
4. 報酬等の欄には下記のものが含まれ、その合計額を括弧内書に記載しております。
・役員賞与引当金繰入額　66百万円
・取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額　60百万円

(3) 責任限定契約

氏　　名	責　任　限　定　契　約　の　内　容　の　概　要
齋藤　康 （社外取締役）	会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
秋山勝貞 （社外取締役）	
内村廣志 （社外取締役）	
大塚　弘 （社外監査役）	
小野　功 （社外監査役）	
重田雅行 （社外監査役）	

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
齋藤 康 （社外取締役）	千葉市病院事業管理者
秋山 勝貞 （社外取締役）	明治安田生命保険相互会社　顧問 株式会社サンテック　社外監査役
内村 廣志 （社外取締役）	－
大塚 弘 （社外監査役）	京成電鉄株式会社　相談役 東急建設株式会社　社外取締役 株式会社オリエンタルランド　社外監査役
小野 功 （社外監査役）	株式会社日立ソリューションズ　名誉相談役 株式会社NSD　社外監査役
重田 雅行 （社外監査役）	－

(注) 1. 社外取締役齋藤　康氏が兼職しております千葉市との間において、貸出金等の取引があります。
2. 社外監査役大塚　弘氏が兼職しております京成電鉄株式会社及び株式会社オリエンタルランドとの間において、貸出金等の取引があります。
3. 社外監査役小野　功氏が兼職しております株式会社日立ソリューションズの親会社である株式会社日立製作所との間において、貸出金等の取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
齋藤　康 (社外取締役)	3年9カ月	取締役会90%の出席率	大学教授として長年培ってきた豊富な知識と学校経営の経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
秋山　勝貞 (社外取締役)	2年9カ月	取締役会100%の出席率	金融・経済分野における豊富な知識と経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
内村　廣志 (社外取締役)	1年9カ月	取締役会100%の出席率	金融・経済分野における豊富な知識と経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
大塚　　弘 (社外監査役)	7年9カ月	取締役会100%、 監査役会100%の出席率	企業経営及び監査役としての豊富な知識と経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
小野　　功 (社外監査役)	3年9カ月	取締役会100%、 監査役会100%の出席率	豊富な金融関係のIT専門知識及び監査役としての経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
重田　雅行 (社外監査役)	1年9カ月	取締役会100%、 監査役会100%の出席率	地方自治及び企業経営における豊富な知識と経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 小野　功氏は、上記のほか平成18年6月から平成22年6月まで4年間、社外監査役として在任しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6名	26	−

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 期末現在の人数は、社外役員6名（うち社外取締役3名、社外監査役3名）であります。

(4) 社外役員の意見

該当ございません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数　　発行可能株式総数　　790,029千株

発行済株式の総数　　287,855千株

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数　　14,157名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	15,590千株	5.91%
株式会社千葉銀行	12,213	4.63
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	10,357	3.92
三井住友海上火災保険株式会社	10,018	3.79
住友生命保険相互会社	7,122	2.70
京葉銀行職員持株会	7,116	2.69
明治安田生命保険相互会社	5,939	2.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	5,905	2.23
千葉県民共済生活協同組合	5,400	2.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	5,298	2.00

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は自己株式（24,138,586株）を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小澤裕治 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小松﨑謙	57	監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないことから、上記当該事業年度に係る報酬等の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. 当行、子会社及び子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は57百万円であります。

(2) 責任限定契約

会計監査人と当行との間の責任限定契約はございません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

・会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ございません。

7 業務の適正を確保する体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①「行動規範」を明文化するとともに、「コンプライアンス規定」を制定し、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整備する。また、当行の企業倫理を実践するため、全役職員が日常生活・業務行動におけるコンプライアンスの手引書を指針として活用し、コンプライアンス体制の実効性の向上に努める。

②代表取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」、並びに代表取締役を担当役員とするコンプライアンス統括部署を設置し、コンプライアンス体制を整備する。

③コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に取締役会の承認を得て、その実施状況について、取締役会に定期的に報告を行う。

④役職員の法令等に違反する行為を早期に発見・是正することを目的として、内部通報制度である「コンプライアンス・ホットライン規定」を制定し、適切な運用を図る。

⑤市民社会及び企業活動の安全や秩序に脅威を与える、反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で対応し、関係を遮断する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①取締役の職務の執行に係る情報については、行内規定に則り、適切な保存及び管理を行う。

②取締役会議事録及び稟議書等の重要な文書等を適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

①「リスク管理基本規定」をはじめとする各種リスク管理規定を整備し、リスク管理の方針や管理方法を定める。

②各種リスク毎の管理担当部署及び当行全体のリスク管理統括部署を明確にする等、リスク管理体制を整備する。

③内部監査部門は、リスク管理態勢の適切性について、独立した立場から監査を行う。
（※「体制」は組織・制度を表し、「態勢」は対応等を表しております。）

④大規模災害等のリスク発生時の対応等を、「緊急時対策規定」及び各種マニュアルに定め、必要に応じて訓練を実施する。

⑤取締役会は、定期的にリスク管理に関する報告を受け、必要な決定を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役会は経営計画のほか、事業年度毎に業務方針を定め、企業として達成すべき目標を明確にし、業務運営及び業績管理を行う。

②迅速な意思決定と、慎重な審議を行うため、取締役等で構成する「経営会議」を設置する。

③執行役員制度を設け、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、業務執行の迅速化・効率化を図る。

④各部門の担当職務及びその権限を明確にするため、「業務分掌規定」等を制定し、取締役の職務執行の効率性確保に努める。

(5) 当行並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①当行及びその子会社からなる企業集団（以下「京葉銀行グループ」という。）における業務の適正を確保するため、「関連会社管理規定」を制定するとともに、子会社各社（以下「グループ各社」という。）に対し、必要に応じて、取締役及び監査役を派遣する。

②グループ各社から当行へ適時・適切に協議・報告を行う体制を整備し、一体的な経営管理を行う。

③当行からグループ各社へ必要な指導・助言を行う体制を整備し、京葉銀行グループが効率的な業務運営を確保できる体制を構築する。

④グループ各社のコンプライアンス及びリスク管理等の体制構築につき指導・監督を行うとともに、当行の内部監査部門がグループ各社への内部監査を実施し、京葉銀行グループ全体として、業務の適正が確保されるよう努める。

⑤「財務報告に係る内部統制規定」を制定し、京葉銀行グループにおける財務報告に係る内部統制について必要な体制を整備・運用する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

①監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役室に監査役補助者を配置するとともに、監査役補助者に対する監査役の指示の実効性を確保する。

②監査役の職務を補助すべき使用人の任命及び人事異動等雇用条件に関する事項については、監査役会の意見を聴取し、これを尊重する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

①取締役及び使用人は当行又はグループ各社において著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、直ちに監査役に報告する。

②グループ各社の取締役、監査役及び使用人、又は、これらの者から報告を受けた者は、当行又はグループ各社において著しい損害を及ぼすおそれのある事項について、直ちに監査役に報告する。

③監査役は必要に応じて、取締役及び使用人、並びにグループ各社の取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができる。

④監査役に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役は、代表取締役及び内部監査部門、会計監査人等と定期的な会合をもち、意見交換を行う。

②監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることができる。

③監査役が職務の執行について生ずる費用についてあらかじめ予算を設けるとともに、監査役よりその職務の遂行上必要な費用の請求を受けたときは、速やかにこれを支払う。

(内部統制システムの運用状況の概要)

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人に対し、実効性の高い監督を行うため、取締役会を10回開催しました。また、取締役会が効率的に行われることを補佐するため、取締役会決議事項の協議、その他行内規定に定めた重要事項を決定する定例経営会議を16回開催したほか、リスク管理委員会（11回）、ALM委員会（11回）、コンプライアンス委員会（11回）等を開催しました。

(2) リスク管理体制

リスク管理基本規定や各種リスク管理規定に従い、リスク管理委員会でリスク全般に関する事項について状況の把握と改善策の検討を行ったほか、ALM委員会では、リスクを極小化し収益を極大化すべく、資産・負債の総合管理について検討を行いました。

(3) コンプライアンス態勢

年度毎のコンプライアンス・プログラムを取締役会で定め、コンプライアンス委員会で進捗状況や今後の対応について協議（4回）したほか、コンプライアンス違反の発生状況や反社会的勢力等との取引の遮断等についてコンプライアンス委員会において協議（11回）し、その内容を取締役会に報告しました。

(4) 京葉銀行グループにおける業務の適正の確保

統括部署である経営企画部は、グループ各社より適時・適切に業務状況等について報告を受け、一体的な経営管理を行っています。また、京葉銀行グループ全体として業務の適正が確保されるよう、当行の内部監査部門がグループ各社への監査を実施し、その内容を取締役会に報告しました。

(5) 監査役の監査が実効的に行われることの確保等

監査役は、監査の実施状況について監査部より報告を受けているほか、情報交換会を毎月行っています。また、会計監査人と監査役、監査部による「監査意見交換会」を開催し、それぞれの監査計画について意見を交換するなど、監査の実効性を高めています。

8 特定完全子会社に関する事項

該当ございません。

9 親会社等との間の取引に関する事項

該当ございません。

10 会計参与に関する事項

該当ございません。

11 その他

該当ございません。

第112期末（平成30年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額
（資産の部）	
現金預け金	**291,259**
現金	31,154
預け金	260,104
コールローン	**9,900**
商品有価証券	**4,195**
商品国債	4
商品地方債	4,191
有価証券	**927,211**
国債	594,997
地方債	39,219
社債	56,004
株式	90,957
その他の証券	146,031
貸出金	**3,454,364**
割引手形	12,200
手形貸付	39,830
証書貸付	3,233,418
当座貸越	168,914
外国為替	**4,292**
外国他店預け	4,292
その他資産	**28,658**
未収収益	3,358
金融派生商品	0
その他の資産	25,299
有形固定資産	**65,691**
建物	28,077
土地	31,175
建設仮勘定	409
その他の有形固定資産	6,028
無形固定資産	**4,469**
ソフトウェア	2,329
ソフトウェア仮勘定	1,941
その他の無形固定資産	198
前払年金費用	**44**
支払承諾見返	**4,400**
貸倒引当金	**△9,241**
資産の部合計	**4,785,243**

科目	金額
（負債の部）	
預金	**4,421,556**
当座預金	71,021
普通預金	2,333,443
貯蓄預金	118,439
通知預金	13,992
定期預金	1,858,734
その他の預金	25,925
譲渡性預金	**14,000**
借用金	**31,400**
借入金	31,400
外国為替	**225**
売渡外国為替	79
未払外国為替	145
その他負債	**7,945**
未決済為替借	0
未払法人税等	2,610
未払費用	1,504
前受収益	745
金融派生商品	0
その他の負債	3,085
賞与引当金	**1,280**
役員賞与引当金	**66**
退職給付引当金	**652**
睡眠預金払戻損失引当金	**622**
偶発損失引当金	**680**
繰延税金負債	**6,691**
再評価に係る繰延税金負債	**4,643**
支払承諾	**4,400**
負債の部合計	**4,494,165**
（純資産の部）	
資本金	**49,759**
資本剰余金	**39,704**
資本準備金	39,704
利益剰余金	**167,172**
利益準備金	10,055
その他利益剰余金	157,116
別途積立金	138,720
繰越利益剰余金	18,396
自己株式	**△12,947**
株主資本合計	**243,689**
その他有価証券評価差額金	**40,440**
土地再評価差額金	**6,602**
評価・換算差額等合計	**47,043**
新株予約権	**346**
純資産の部合計	**291,078**
負債及び純資産の部合計	**4,785,243**

第112期（平成29年4月 1日から 平成30年3月31日まで） 損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**64,350**
資金運用収益	**49,660**	
貸出金利息	37,129	
有価証券利息配当金	11,955	
コールローン利息	106	
預け金利息	468	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	**10,166**	
受入為替手数料	2,360	
その他の役務収益	7,806	
その他業務収益	**1,362**	
外国為替売買益	515	
国債等債券売却益	846	
その他経常収益	**3,160**	
償却債権取立益	2	
株式等売却益	2,398	
その他の経常収益	759	
経常費用		**46,985**
資金調達費用	**860**	
預金利息	567	
譲渡性預金利息	3	
コールマネー利息	△16	
債券貸借取引支払利息	306	
借用金利息	0	
役務取引等費用	**3,752**	
支払為替手数料	505	
その他の役務費用	3,247	
その他業務費用	**648**	
商品有価証券売買損	19	
国債等債券売却損	629	
営業経費	**38,119**	
その他経常費用	**3,603**	
貸倒引当金繰入額	928	
貸出金償却	2	
株式等売却損	261	
株式等償却	1	
その他の経常費用	2,410	
経常利益		**17,364**
特別利益		**106**
固定資産処分益	106	
特別損失		**287**
固定資産処分損	246	
減損損失	41	
税引前当期純利益		**17,183**
法人税、住民税及び事業税	**4,988**	
法人税等調整額	**101**	
法人税等合計		**5,090**
当期純利益		**12,093**

連結貸借対照表（平成30年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	291,325	預金	4,419,524
コールローン及び買入手形	9,900	譲渡性預金	13,500
商品有価証券	4,195	借用金	31,400
有価証券	928,118	外国為替	225
貸出金	3,454,643	その他負債	10,324
外国為替	4,292	賞与引当金	1,281
その他資産	31,898	役員賞与引当金	66
有形固定資産	65,706	退職給付に係る負債	2,631
建物	28,077	役員退職慰労引当金	5
土地	31,175	利息返還損失引当金	12
建設仮勘定	409	睡眠預金払戻損失引当金	622
その他の有形固定資産	6,043	偶発損失引当金	680
無形固定資産	4,471	繰延税金負債	6,316
ソフトウェア	2,329	再評価に係る繰延税金負債	4,643
ソフトウェア仮勘定	1,941	支払承諾	4,400
その他の無形固定資産	200	負債の部合計	4,495,633
繰延税金資産	42	（純資産の部）	
支払承諾見返	4,400	資本金	49,759
貸倒引当金	△9,495	資本剰余金	39,704
		利益剰余金	167,453
		自己株式	△12,947
		株主資本合計	243,970
		その他有価証券評価差額金	40,483
		土地再評価差額金	6,602
		退職給付に係る調整累計額	△1,390
		その他の包括利益累計額合計	45,695
		新株予約権	346
		非支配株主持分	3,852
		純資産の部合計	293,865
資産の部合計	4,789,498	負債及び純資産の部合計	4,789,498

連結損益計算書 (自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
経常収益		**65,139**
資金運用収益	**49,713**	
貸出金利息	37,176	
有価証券利息配当金	11,961	
コールローン利息及び買入手形利息	106	
預け金利息	468	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	**10,662**	
その他業務収益	**1,569**	
その他経常収益	**3,193**	
償却債権取立益	3	
その他の経常収益	3,190	
経常費用		**47,351**
資金調達費用	**860**	
預金利息	567	
譲渡性預金利息	3	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△16	
債券貸借取引支払利息	306	
借用金利息	0	
役務取引等費用	**3,811**	
その他業務費用	**648**	
営業経費	**38,389**	
その他経常費用	**3,641**	
貸倒引当金繰入額	916	
その他の経常費用	2,725	
経常利益		**17,787**
特別利益		**106**
固定資産処分益	106	
特別損失		**287**
固定資産処分損	246	
減損損失	41	
税金等調整前当期純利益		**17,606**
法人税、住民税及び事業税	**5,104**	
法人税等調整額	**122**	
法人税等合計		**5,227**
当期純利益		**12,378**
非支配株主に帰属する当期純利益		**262**
親会社株主に帰属する当期純利益		**12,116**

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月8日

株式会社 京葉銀行
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士 **小澤裕治** ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士 **小松﨑謙** ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社京葉銀行の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第112期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月8日

株式会社 京葉銀行
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 **小澤裕治** ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 **小松﨑謙** ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社京葉銀行の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社京葉銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第112期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月9日

株式会社 京葉銀行 監査役会

常勤監査役 **小澤 進** ㊞

常勤監査役 **深山 正嗣** ㊞

監査役（社外監査役） **大塚 弘** ㊞

監査役（社外監査役） **小野 功** ㊞

監査役（社外監査役） **重田 雅行** ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案　剰余金の処分の件

銀行業としての公共性に鑑み、健全経営と内部留保の充実に努めますとともに、ステークホルダーへの適切な配分を行うという基本方針のもと、以下のとおり当期の期末配当及びその他の剰余金の処分をいたしたいと存じます。

なお、内部留保金につきましては、お客さまへのサービス向上のための設備投資を行うとともに、経営基盤の拡充や経営体質の強化のため有効に活用してまいりたいと考えております。

1．期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
　金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　当行普通株式1株につき金5円50銭といたしたいと存じます。
　なお、この場合の配当総額は1,450,444,215円となります。
　また、中間配当金として5円50銭をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき11円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　平成30年6月28日といたしたいと存じます。

2．その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額
　別途積立金　　9,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額
　繰越利益剰余金　　9,000,000,000円

第2号議案　株式併合の件

1．提案の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成30年10月1日までに全ての国内上場会社の売買単位（単元株式数）を100株に統一する取り組みを進めております。

当行は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、本議案が承認可決されることを条件として、当行株式の単元株式数を1,000株から100株に変更することを平成30年4月26日開催の取締役会で決議いたしました。併せて、当行株式の投資単位を全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とすることを目的に、以下のとおり株式併合（2株を1株に併合）を実施するものです。

2．株式併合の内容

(1) 併合の割合

当行普通株式について、2株を1株の割合で併合いたしたいと存じます。

なお、併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主さまに対し、端数の割合に応じて分配いたします。

(2) 株式併合の効力発生日

平成30年10月1日

(3) 株式併合の効力発生日における発行可能株式総数

3億9千5百1万4千5百株

株式併合の割合に合わせて、現行の7億9千2万9千株から3億9千5百1万4千5百株に減少させるものであります。

(4) その他

端数株式の処分方法など、その他必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

〈ご参考〉

本議案を原案どおりご承認いただいた場合には、会社法第182条第2項及び第195条第1項の定めに従い、定款一部変更の株主総会決議を経ずに、平成30年10月1日付で定款変更の効力が発生します。

なお、変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します）

現　行　定　款	変　更　案
（発行可能株式総数） 第6条　当銀行の発行可能株式総数は、7億9千2万9千株とする。	（発行可能株式総数） 第6条　当銀行の発行可能株式総数は、3億9千5百1万4千5百株とする。
（単元株式数） 第8条　当銀行の単元株式数は、1,000株とする。	（単元株式数） 第8条　当銀行の単元株式数は、100株とする。

第3号議案　取締役4名選任の件

取締役小島信夫、橋本　清、齋藤　康及び内村廣志の4氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

取 締 役 候 補 者

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当行の株式数
1	橋本（はしもと）　清（きよし） （昭和32年11月27日生） 再任	昭和56年 5月　当行入行 平成22年 6月　同取締役融資第一部長 平成25年 6月　同常務取締役 平成28年 6月　同専務取締役専務執行役員（現任） 監査部、リスク管理部、お客様相談室、事務部、システム部、事務集中部担当	30,000株
	[取締役候補者とした理由] 実籾支店長、営業企画部長等を歴任したほか、平成22年6月より取締役を、平成28年6月からは専務取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、引き続き当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者といたしました。		
2	秋山（あきやま）　智（さとる） （昭和39年3月4日生） 新任	昭和61年 5月　当行入行 平成17年 4月　同津田沼支店長 平成25年 6月　同柏支店長 平成27年 6月　同取締役船橋支店長 平成28年 6月　同執行役員船橋支店長 平成29年 6月　同常務執行役員（現任） 融資部担当	31,430株
	[取締役候補者とした理由] 柏支店長、取締役船橋支店長、常務執行役員等を歴任して培った豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当行の株式数
3	齋藤（さいとう） 康（やすし） （昭和17年6月3日生） 再任 社外 独立	昭和50年 2月　千葉大学助手 昭和59年 2月　同講師 平成 5年12月　山形大学教授 平成 7年 5月　千葉大学教授 平成17年 4月　国立大学法人千葉大学医学部附属病院長 平成19年 4月　国立大学法人千葉大学理事･副学長 平成20年 4月　同学長 平成26年 4月　千葉市病院事業管理者（現任） 平成26年 6月　当行社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 千葉市病院事業管理者	0株

[社外取締役候補者とした理由]

大学教授として長年培ってきた豊富な知識と学校経営の経験を有しており、引き続き当行の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。同氏の当行社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。

[独立性について]

同氏は、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。なお、同氏は、現在、千葉市の病院事業管理者を務めておられますが、同市と当行との間における平成29年度の取引額は、同市の収入及び当行連結業務粗利益の1%未満であること等から、独立性に影響を与えるものではございません。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当行の株式数
4	内村 廣志（うちむら ひろし） （昭和25年4月15日生） 再任 社外 独立	昭和49年 4月　大蔵省入省 平成 5年 7月　同国際金融局調査課長 平成11年 7月　金融監督庁　長官官房総務課長 平成12年 7月　大蔵省　東海財務局長 平成13年 7月　財務省　近畿財務局長 平成16年 7月　同関東財務局長 平成17年 9月　国土交通省　政策統括官 平成18年 7月　一般社団法人第二地方銀行協会 副会長・専務理事 平成27年11月　損害保険ジャパン日本興亜株式会社 法務部顧問 平成28年 6月　当行社外取締役（現任）	1,000株

[社外取締役候補者とした理由]
大蔵省に入省され、東海、近畿、関東の各財務局長等の職務を通じて培ってきた金融全般における豊富な知識・経験を有しており、引き続き当行の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。同氏の当行社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

[独立性について]
同氏は、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。なお、同氏は、一般社団法人第二地方銀行協会の副会長・専務理事を平成27年10月まで務めておられましたが、同協会と当行との間における平成29年度の取引額は、同協会経常収益の1%未満であること等から、独立性に影響を与えるものではございません。

（注）1. 取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 齋藤　康氏及び内村廣志氏は社外取締役候補者であります。
なお当行は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 社外取締役候補者の責任限定契約について
齋藤　康氏及び内村廣志氏が選任された場合、当行は両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第4号議案　監査役3名選任の件

監査役小澤　進、大塚　弘及び小野　功の3氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

監 査 役 候 補 者

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当行における地位（重要な兼職の状況）	所有する当行の株式数
1	髙橋弘一（たかはしこういち） （昭和37年4月3日生） 新任	昭和60年 5月　当行入行 平成17年 2月　同大久保支店長 平成18年 6月　同西千葉支店長 平成19年 6月　同経営企画部広報グループリーダー 平成20年 6月　同経営企画部経営企画グループ兼広報グループリーダー 平成21年 2月　同経営企画部経営企画グループリーダー 平成22年 4月　同経営企画部副部長兼経営企画グループリーダー 平成22年 6月　同野田支店長 平成24年 6月　同湖北台支店長 平成26年 6月　同リスク管理部長（現任）	1,000株
	[監査役候補者とした理由] 野田支店長、湖北台支店長、リスク管理部長等を歴任して培った幅広い知識と豊富な業務経験を有しております。その知識と経験を当行の経営に活かすことにより、監査機能の一層の強化が図れるものと判断して監査役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当行における地位（重要な兼職の状況）	所有する当行の株式数
2	小野（おの） 功（いさお） （昭和19年5月23日生） 再任 社外 独立	昭和43年 4月　株式会社日立製作所入社 平成14年 6月　同専務取締役情報事業統括本部長兼CEO 平成16年 4月　同代表執行役　執行役副社長 平成18年 4月　同特命顧問 平成18年 6月　日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社 代表執行役　執行役社長 （現 株式会社日立ソリューションズ） 平成18年 6月　当行社外監査役 平成22年 4月　日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社 取締役会長 平成22年 6月　株式会社日立製作所 取締役 平成22年10月　株式会社日立ソリューションズ 取締役会長 平成24年 4月　同相談役 平成26年 4月　同名誉相談役（現任） 平成26年 6月　株式会社NSD社外監査役（現任） 平成26年 6月　当行社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社日立ソリューションズ名誉相談役 株式会社NSD社外監査役	10,000株

[社外監査役候補者とした理由]
企業経営者として長年培ってきた幅広い知識と豊富な経験に加え、金融関係におけるITの専門知識を有しております。その知識と経験を引き続き当行の経営に活かしていただくことにより、監査機能の一層の強化が図れるものと判断して社外監査役候補者といたしました。同氏の当行社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって通算8年となります。

[独立性について]
同氏は、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。なお、同氏は、株式会社日立ソリューションズの取締役会長を平成24年4月まで務めておられましたが、同社と当行との間における平成29年度の取引額は、同社連結売上高及び当行連結業務粗利益の1%未満であること等から、独立性に影響を与えるものではございません。また、同氏は、株式会社日立製作所の取締役を平成24年6月まで務めておられましたが、同社と当行との間における平成29年度の取引額は、同社連結売上高及び当行連結業務粗利益の1%未満であること等から、独立性に影響を与えるものではございません。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当行における地位（重要な兼職の状況）	所有する当行の株式数
3	花田（はなだ）　力（つとむ） （昭和19年1月15日生） 新任 社外 独立	昭和41年 4月　京成電鉄株式会社入社 平成 5年 7月　同鉄道本部運輸部長 平成10年 6月　同取締役鉄道副本部長 平成12年 6月　同常務取締役 平成14年 6月　新京成電鉄株式会社 社外取締役（現任） 平成14年 6月　京成電鉄株式会社代表取締役 専務取締役 平成16年 6月　同代表取締役社長 平成17年 6月　株式会社オリエンタルランド 社外取締役（現任） 平成23年 6月　京成電鉄株式会社代表取締役会長 平成27年 6月　同相談役（現任） （重要な兼職の状況） 京成電鉄株式会社相談役 新京成電鉄株式会社社外取締役 株式会社オリエンタルランド社外取締役	0株
	[社外監査役候補者とした理由] 企業経営者として長年培ってきた幅広い知識と豊富な経験を有しております。その知識と経験を当行の経営に活かしていただくことにより、監査機能の一層の強化が図れるものと判断して社外監査役候補者といたしました。 **[独立性について]** 同氏は、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。なお、同氏は、京成電鉄株式会社の代表取締役会長を平成27年6月まで務めておられましたが、同社と当行との間における平成29年度の取引額は、同社連結売上高及び当行連結業務粗利益の1%未満であること等から、独立性に影響を与えるものではございません。		

（注）1. 監査役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
2. 小野　功氏及び花田　力氏は社外監査役候補者であります。
なお当行は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 社外監査役候補者の責任限定契約について
小野　功氏及び花田　力氏が選任された場合、当行は両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

以　上

〈ご参考〉社外役員の独立性判断基準

当行における社外取締役又は社外監査役は、現在又は最近（注1）において、以下のいずれの要件にも該当しない者とする。

1. 当行を主要な取引先（注2）とする者、それらの者が法人である場合、当該法人、その親会社、又は、その重要な子会社の業務執行者。
2. 当行の主要な取引先（注3）である者、それらの者が法人である場合、当該法人、その親会社、又は、その重要な子会社の業務執行者。
3. 当行から役員報酬以外に、過去3年平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）。
4. 当行の主要株主（注4）、又はその業務執行者。
5. 次に掲げる者（重要（注5）でない者を除く）の近親者（注6）。
   （1）上記1から4までに該当する者。
   （2）当行及びその子会社の取締役、監査役及び重要な使用人等。

（注1）実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役又は社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。
（注2）当行より、当該取引先の直近事業年度の連結売上高の2%以上の支払がある先。
（注3）当行に対し、当行の直近事業年度の連結業務粗利益の2%以上の支払のある先。
（注4）総議決権の10%以上を所有する株主。
（注5）業務執行者については会社・取引先の役員を、会計事務所や法律事務所等に所属する者については、公認会計士や弁護士などを指す。
（注6）二親等内の親族。

定時株主総会会場ご案内図

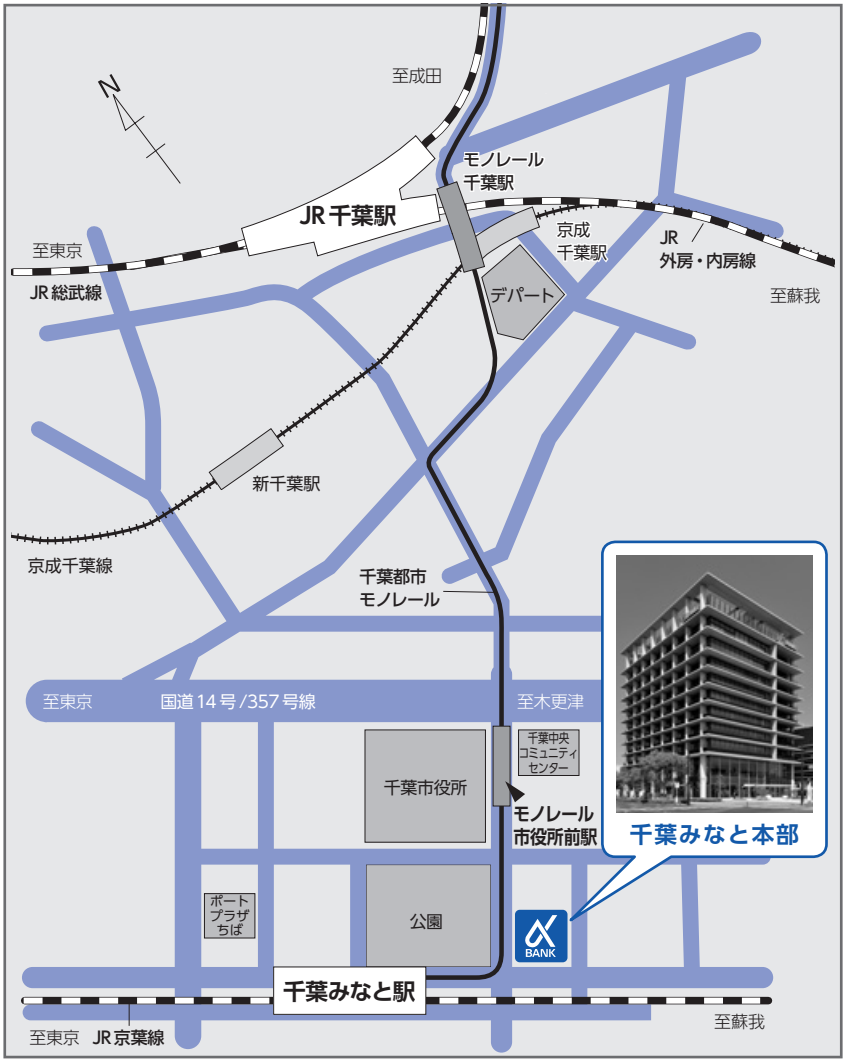
会 場

当行千葉みなと本部2階
αガーデンホール
千葉市中央区千葉港5番45号

交 通

JR 京葉線千葉みなと駅から
徒歩約4分
千葉都市モノレール市役所前駅から
徒歩約4分

JR千葉駅より千葉都市モノレールにお乗換えの場合は、中央改札をご利用ください。駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



株式会社 京葉銀行

VEGETABLE OIL INK

UD FONT